### がが紙

っくばし つくば市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領に かかるりゆういじこう 係る留意事項

## 第1 不当な差別的取扱いの基本的な考え方

法は、障害者に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスやかくしゅきかい ていきよう きょひ またはていきよう あたって場所・時間帯などを制限すること、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者のはよりがいしゃと、障害者でない者に対しては付さない条件を付けることなどにより、障害者の権利利益を侵害することを禁止している。

ただし、障害者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別のをもなってきとりあっかい 古では、不当な差別的取扱いではない。したがって、障害者を障害でない者と 比べて優遇する取扱い(いわゆる積極的改善措置)、法に規定された障害者 にたいするごうりてきはいりようではようがいたとに対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的 はいりよ ていきようとう かくにん できまくてきないとりあっかい に対する合理的配慮の提供による障害者でない者との異なる取扱いや、合理的 はいりよ ていきようとう かくにん アライバシーに配慮しつつ障害者に障害の ようきょうとう かくにん かとう さべってきとりあっかい あったらない。 ボスラを確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。

このように、不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障害者を、問題となる 正 またはじぎょう 事務又は事業について、本質的に関係する諸事情が同じ障害者でない者より不利に あっかう ことである点に留意する必要がある。

#### だい せいとう りゅう はんだん してん 第2 正当な理由の判断の視点

じむまたはじぎょう もくてき ないよう きのう いじとう かんてん かんがみ ぐたいてきばめん じょうきょう 事務又は事業の目的・内容・機能の維持等の観点に鑑み、具体的場面や状況におうじてそうごうてき きゃつかんてき はんだん ひっよう にじて総合的・客観的に判断することが必要である。

職員は、正当な理由があると判断した場合には、障害者等にその理由を説明する ものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

#### だい なとう さべってきとりあっかい ぐたいれい 第3 不当な差別的取扱いの具体例

### (不当な差別的取扱いに当たり得る具体例)

- しよラがい りゅう まどぐちたいおう きょひ ○障害を理由に窓口対応を拒否する。
- しはうがい りゅう たいおう じゅんじょ あとまわし ○障害を理由に対応の順序を後回しにする。
- しようがい りゅう しょめん こうふ しりょう そうふ でいきょうとう こばむ 障害を理由に書面の交付、資料の送付、パンフレットの提供等を拒む。
- ○障害を理由に説明会,シンポジウム等への出席を拒む。
- ○事務・事業の遂行上、特に必要ではないにもかかわらず、障害を理由に、 いちょう まとめる 来庁の際に付添者の同行を求めるなどの条件を付けたり、特に支障がないにもか かわらず、付添者の同行を拒んだりする。

#### だい ごうりてきはいりょ きほんてき かんがえかた 第4 合理的配慮の基本的な考え方

1 障害者の権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、 できまるの権利に関する条約(以下「権利条約」という。)第2条において、 「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び をはなった。 ないのではいりよう またはこうし ないのではいる ないのではいりに かくは またはこうし ないのとことを確保するための必要かつ適当な変更 及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を とって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を とっていぎ 失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等に対し、その 事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、その実施に伴う負担が過重 でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の 除去の実施について、合理的配慮を行うことを求めている。合理的配慮は、 にきまればいでは、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な にきまればいでは、障害のみに起因するものではなく、社会における様々な にいいて、自動したいで生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ でするもの場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ できまるものであり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

こうりてきはいりょ し じ む またはじぎょう もくてき ないよう きのう ほんしってき へんこう およば 合理的配慮は, 市の事務又は事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ば かゅうい ひっょう ないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や

にはうきよう おうじてことなり たよう こべっせい たかい 状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障害者が現に

ったいる状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、 はいない かいけるようそ こうりょ たいない ままな かんがぶかた における要素を考慮し、代替措置の選択 も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、 まくめ である。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、 はやかいにようせい ないよう まうじて かっか が はるよう ないよう こうりてき はんい 不 まくめ そうほう けんせつできたいわ まっとりかい っうじて かっよう こうりてき はんい 不 まくめ そうほう けんせつできたいわ まっとりかい っちで こうりてき はんい 本 まくめ そうほう けんせつできたいわ まっとりかい っちじて 必要かつ合理的な範囲で、 こうりてきはいりよ ないよう ぎじゅっ しんてん 柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、 は会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。

合理的配慮の提供に当たっては、障害者の性別、年齢、障害の状態等に配慮するものとする。なお、合理的配慮を必要とする障害者が多数見込まれる場合、はあいた。 
応見がいた 
たまうりてきはいりよ 
ひっよう 
たまう 
なっと 
なっと

3 障害者からの意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の にままにかんするはいりま ひっよう 除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語 (手話を含む。) ほか, 点字, 拡大文字, 筆談, 実物の掲示や身振りサイン等による合図, 触覚による意思伝達など、障害者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段 (通訳を介するものを含む。) により伝えられる。

また、障害者からの意思の表明のみでなく、知的障害や精神障害(発達障害を含む。)等により本人の意思の表明が困難な場合には、障害者の家族、支援者・かいじました。 ほうていだいりにんとう 介助者、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う 意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障害者が、家族、支援者・介助者、法定代理人等をともなっていない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者がといいない場合など、意思の表明がない場合であっても、当該障害者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨にかんがみれば、当該障害者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

- 4 合理的配慮は、障害者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリール、介助者等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障害者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害の状態等が変化することもあるため、とくにしようがいや、かんけいせい ちょうき 特に、障害者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。
- 5 市がその事務又は事業の一環として実施する業務を事業者に委託等する場合は,提供される合理的配慮の内容に大きな差異が生ずることにより障害者がなりませます。 かんしょう はん とう でいきょう はん とう でいきょう はん とう でいきょう はん とう できょうしゃ はん とう できょうしゃ いたくとう はん とう できょうしゃ いたくとう でまうがいしゃ ないよき かんしょう できょう にん り 障害者が 不利益を受けることのないよう、委託等の条件に、対応要領を踏まえた合理的

電慮の提供について盛り込むよう努めることが望ましい。

#### だい かじゅう ぁたん きほんてき かんがえかた 第5 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、具体的な検討をせずに過重な負担を拡大解釈するなどして法の趣旨を損なうことなく、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。職員は、過重な負担にあたると判断した場合は、障害者及び必要に応じて障害者の家族、支援者・かいじよしゃ、法定代理人等、コミュニケーションを支援する者にその理由を説明するものとし、理解を得るように努めることが望ましい。

- じむまたはじぎょう えいきょう ていど じむまたはじぎょう もくてき ないよう きのう そこなう いな 事務又は事業への影響の程度(事務又は事業の目的, 内容, 機能を損なうか否 か)
- じつげんかのうせい ていど ぶつりてき ぎじゅつてきせいやく じんてき たいせいじょう せいやく (実現可能性の程度 (物理的・技術的制約,人的・体制上の制約)
- ○費用・負担の程度

#### だい ごうりてきはいりょ ぐたいれい 第6 合理的配慮の具体例

第4で示したとおり、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるが、具体例としては、次のようなものがある。なお、記載した具体例については、第5で示した過重な負担が存在しないことを前提としていること、また、これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

# こうりてきはいりょ あたりえるぶつりてきかんきょう はいりょ ぐたいれい (合理的配慮に当たり得る物理的環境への配慮の具体例)

- ○段差がある場合に、車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする、携帯スロープを渡す、移動の支援等の補助や、スロープがある移動経路を案内などする。
- ○配架棚の高い所に置かれたパンフレット等を取って渡す。パンフレット等の

位置をわかりやすく伝える。

- ○目的の場所までの案内の際に、障害者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり、 世んこ きゅう きょり いちとり 前後・左右・距離の位置取りについて、障害者の希望を聞いたりする。
- ○障害の特性により、頻繁に離席の必要がある場合に、会場の座席位置を扉 付近にする。
- ○疲労を感じやすい障害者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保 が こんなん
  困難だったことから、当該障害者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を 移動させて臨時の休憩スペースを設ける。
- ○不随意運動等により書類等を押さえることが難しい障害者に対し、職員が 世球がいる。 まままたり 書類を押さえたり、バインダー等の固定器具を提供したりする。
- ○災害や事故が発生した場合、館内放送で避難情報等の緊急情報を聞くことが 世ずかしいちょうがいしゃ たいし でんこうけいじばん て が き ま しい 聴覚障害者に対し、電光掲示板、手書きのボード等を用いて、分かりや すく情報を伝え、避難場所を案内し誘導を図る。視覚障害者には、声をかけ て、適切な誘導を行う。

## (合理的配慮に当たり得る意思疎通の配慮の具体例)

- ○筆談, 読み上げ, 手話, 点字, 拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。
- しかくしようがい ○視覚障害のある出席者等に会議資料等を事前送付する際, 読み上げソフトに たいおう 対応できるよう電子データ (テキスト形式) で提供する。
- いしそっう \*\* とくい しょうがいしゃ たいし \*\* か どとう かっよう い し かくにん 意思疎通が不得意な障害者に対し、絵カード等を活用して意思を確認する。
- bゅうしゃじよう つうじよう こうとう おこなうあんない かみ かみ しまま 場などで通常、口頭で行う案内を、紙にメモをして渡す。
- ○書類記入の依頼時に、記入方法等を本人の目の前で示したり、分かりやすい記 ばゅっ でんたっ 本人の依頼がある場合には、代読や代筆といった配慮を

ぉこなう 行う。

- ひゅのようげんとう にがて しょうがいしゃ たいし ひゅ あんゅ にじゅうひていひょうげん もちいず ○比喩表現等が苦手な障害者に対し、比喩や暗喩、二重否定表現などを用いずに ぐたいてき せつめい 具体的に説明する。

- りてきしようがいしゃ せいしんしようがいしゃ はったっしようがいしゃ こうじゅうきゅうしようがいしゃ よくむ とう ○知的障害者、精神障害者(発達障害者、高次脳機能障害者を含む。)等から、 はっげんとう もとめるばあい じかん よゆう もっ たいおう おこなう 発言等を求める場合は、時間に余裕を持つなどの対応を行う。

### (ルール・慣行の柔軟な変更の具体例)

- ○順番を待つことが苦手な障害者に対し、周囲の者の理解を得た上で、順番を ハルカネる 入れ替える。
- ○立って列に並んで順番を待っている場合に、周囲の者の理解を得た上で、 当該障害者の順番が来るまで席等を用意する。
- ○スクリーン,手話通訳者,板書等がよく見えるように,スクリーン等に近い席 かくほ を確保する。
- しゃりようじょうごうばしょ しせっていりぐち ちかいばしょ へんこう ○車両乗降場所を施設出入口に近い場所へ変更する。

- ○他人との接触、多人数の中にいることによる緊張等により、発作等がある ばぁい、とうがいしようがいしゃ せっめい うえ しゅうい ひと すくなくしずかなばしょ ゆうどう 場合、当該障害者に説明の上、周囲に人が少なく静かな場所へ誘導する等 「はんにん あんしん かんきょう じゅんび 本人が安心できる環境を準備する。
- ○非公表又は未公表情報を扱う会議等において、情報管理に係る担保が得られる ことを前提に、障害のある出席者等の理解を援助する者、介助者等の同席を 認める。